

厚生関連資料

今月の資料 (法法律, 政省令, 告示, 通通知, 事務連絡, 他その他)

通	被保険者資格証明書の交付に際しての留意点 (保国発, 雇児総発 1030001) ……	p.81
告	療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等 (10/31 告示 506, 11/7 告示 512, 11/21 告示 523) ……	p.82
事	介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策 (10/31 老健局介護保険課) ……	p.84
通	(特掲診療料の施設基準等の届出通知)別添 1 の「第 79 医科点数表第 2 章 第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術」の届出に係る取扱い(保医発 1031003) ……	p.85
通	医療広告ガイドラインの改正 (医政発 1104005) ……	p.86
通	薬価基準等の一部改正 (保医発 1107001) ……	p.86
令	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (11/21 政令 357) ……	p.86
告通	基本診療料の施設基準等の一部改正 (11/28 告示 530, 保医発 1128002) ……	p.88
通	「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正 (保医発 1128003) ……	p.90

* 本欄で示すページは, 原則, 本誌 2008 年 4・5 月合併号 (「診療点数早見表・2008 年 4 月版」) の該当箇所。



被保険者資格証明書の交付に際しての留意点

平成 20 年 10 月 30 日
保国発第 1030001 号・
雇児総発第 1030001 号

【解説】保険料滞納によって, 国保の被保険者資格証明書が交付され, その結果, 無保険状態になっている子どもが計 3 万人以上にもなっている事態を受け, 厚労省はその取扱いについての留意事項をまとめ都道府県等に通知しました。資格証明書については機械的な運用を行うことなく, 事情等を勘案して交付するよう求めています。

1. 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については, 事業の休廃止や病気など, 保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず, 長期にわたり保険料を滞納している方について, 納付相談の機会を確保するために交付しているものであり, 機械的な運用を行うことなく, 特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行う。

一方, 国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり, 悪質な滞納者については, 従前どおり, 滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努める。

2. 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても, 1. のとおり, 機械的な運用を行うことなく, 特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが, 先般協力をいただいた資格証明書の発行に関する報告の結果をみると, その運用には差異が見られるところである。

このため, 特に子どものいる世帯については, 資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対応が求められることから, 以下の事項に留意して取り扱う。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて, 滞納者が理解することなく行うことがないように, 可能な限り文書だけでなく, 電話督促や戸別訪問等の方法によ

り滞納者との接触を図り, その実態把握に努めるとともに, 滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図る。

その際には, 納付相談の奨励に加え, 生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い, 滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや, 相談機会の確保に努める。また, 他部門に相談のあった滞納者の事例について, 情報共有ができるよう, 庁内の連絡体制の整備に努める。

また, 資格証明書の発行に際しては, 市町村の実情に応じ, 別添の他市町村の取扱いも参考に, より公正な判断が行われるよう努める。

(2) 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を経ずに, 資格証明書を交付するのではなく, 資格証明書の交付までには, 可能な限り短期被保険者証を活用することにより, 滞納者との接触の機会の確保に努める。

(3) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては, 特に, (1) のとおり, 家庭訪問等により実情把握に努めることとするが, その際, 市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ, 家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には, 市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図る。資格証明書発行後においても同様の対応を図る。

(4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において, 子どもが医療を受ける必要が生じ, かつ, 医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には, 保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること, 資格証明書が